

近代日本における「天佑」と Gottesgnadentum

島 善 高

一 緒 言

第一次世界大戦勃発に際してドイツに宣戦布告したイギリスは、膠州湾を根拠とするドイツ艦隊を駆逐してもらうべく日本に善処を依頼してきた。そこでその受け入れの可否を巡って、大正三年八月八日、早稲田の大隈重信邸で元老会議が開催されたのであるが、その場に出席できなかった元老の一人井上馨は後日、以下のような内容の文書を山県有朋と大隈のもとに伝達した。⁽¹⁾

一、今回欧州の大禍乱は、日本国運の発展に対する大正新時代の天佑にして、日本国はただちに挙国一致の団結をもって、この天佑を享受せざるべからず。

一、この天佑を全うせんがために、内においては比年囂々たりし廢減税等の党論を中止し、財政の基礎を強固にし、一切の党争を排し、国論を世界の大勢に随伴せしむるよう指導し、もって外交の方針を確立せざるべ

からず。

一、この戦局とともに、英・仏・露の団結一致はさらに強固になるとともに、日本は右三国と一致団結して、ここに東洋にたいする日本の利権を確立せざるべからず。

江口圭一氏によれば、井上が「今回欧州の大禍乱」を「大正新時代の天佑」と捉えたのは、日露戦争以来増加していた対外債務（大正二年末で十二億二千万円の債務超過）とそれに伴う経済界の不振及び廃税運動などの苦境を脱却することができると考えたからであった。この井上の意見に同意した山県と大隈は、八月十五日の御前会議における正式決定を経て、イギリスに参戦する旨を通告し、八月二十三日、次のような宣戦の詔書を発して、ドイツに宣戦布告をした。

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本国皇帝ハ忠実勇武ナル汝汝有衆ニ示ス。朕茲ニ独逸国ニ対シテ戦ヲ宣ス。

そして江口氏が

井上が期待したとおり、「挙国一致」を名目として廃税運動が中止されたのをはじめ、日本は天佑を存分に享有した。（中略）空前の大戦景氣を通じて日本はアジア最大の工業国に躍進し、中国大陸への支配をいちじるしくつよめ、名実ともに大日本帝国の地歩を築きあげ、一等国の仲間入りを遂げる。

と指摘しておられるごとく、第一次世界大戦参戦は、近代日本にとってまさに「天佑」であった。

ところで本稿は、第一次世界大戦について何か論じようと企図するものではなく、井上馨や宣戦詔書が使用している「天佑」の語がいったい何時頃からわが国で使われるようになったのかという極めて些細な問題を究明しよう

とするものである。言うまでもなく「天佑」とは漢語であつて、『尚書』咸有一徳第八に

惟尹躬暨湯、咸有一徳、克享天心、受天明命、以有九有之師、爰革夏正、非天私我有商、惟天佑于一徳、

(惟れ尹が躬、湯に暨び、みな一徳を有つ。克く天心を享け、天の明命を受け、以て九有の師を有ち、爰に夏の正を革む。天が我が有商を私するに非ず。惟れ天が一徳を佑くるなり)

と見えているように、天命思想を奉じた旧中国にあつては古くから使用されている用語であり、王朝の存在根拠自体も「天佑」に求められていた。⁽²⁾しかし、革命思想を受け入れず、天照大神の子孫が代々皇位を継承するという伝統のわが国では、天皇は血統によつて天皇となつたのであつて、天の助けを受けたものではない。故に「天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本国皇帝」なる表現は、伝統的な考え方からすれば、やや奇異な感じを受けるのである。実際、奈良時代以来の詔勅を見ても、「天佑」なる語は見当たらない。⁽³⁾そこでいくつかの史料を穿鑿して「天佑」使用の経緯をたどつてみたところ、どうも西洋の外交文書の形式を模倣してわが国でも「天佑」の語を多用するようになったのではないかと思ふようになった。果たして当を得ているかどうかはわからないが、以下に卑見を開陳して識者の御批判を仰ぎたいと思ふ。

二 外交文書の表現

フリッツ・ケルンの古典的名著である *Gottesgnadentum und Widerstandsrecht*, Leipzig, 1914 によれば、代々血統権 *Gebührrecht* にあつて王位を継承していたゲルマン古代の君主は、キリスト教の影響を受けて、王位継承に

際してキリスト教会から聖別を受けるようになった。それによって従来の君主の権威をいっそう引き立てたのであるが、西暦七五四年にカール大帝が塗油を受けたとき、始めて皇帝名義に *gratia Dei* (神の恩寵により) という名称を加え、これが皇帝の称号の恒久的な修飾語となった。そしてフランク帝国の皇帝たちが王位継承と同時に塗油を受ける儀式を行うことによつて、聖別は皇帝権の単なる権威づけではなく、皇帝権がまさに神に由来ことを証するものだという觀念が次第に流布した。この觀念が中世において理論化されていわゆる王権神授説 *Gottesgnadentum* となり、西欧各国の君主たちにも採用されるようになって、近代に至るまで西洋の君主たちの名義を飾つたのである。⁽⁴⁾

ヨーロッパの君主たちは、自分の名前の後に、この「神の恩寵により」という表現を誇らしげにつけ加え、内外の公式文書にも記載した。例えば、オランダの国王が一八六二年十二月九日に「兵庫開港延期并竹内扨携帯ノ国書ニ答礼」としてわが国に送つた国書の冒頭に

Willem III, by de gratie Gods, Koning der Nederlanden, Prins van Oranje-Nassau, Groot Hertog van Luxemburg, . . .

とあるごとき、その一例である。⁽⁵⁾ところが、これを受け取つた幕府側は、*by de gratie Gods* なる表現をどのように翻訳してよいか相当に迷つた模様で、当初これを

因天恩 阿蘭国王兼テ^{リユクセンジュルク}微列謨三世ヨリ . . .
と訳していたが、後に

天ノ命助ニ叶ヒ和蘭国王プリンスファンオランニー^{嫡子ノ尊稱}兼コロートヘルトグファンリュクセムビュルク^{官名}等ノ

第三世ウイレルム・・・

と改めている。オランダに関して言えば、その後この箇所訳は「神ノ恵ヲ受ケタル」(明治元年十一月二十二日、和蘭国代理公使参朝捧呈国書)とか「皇天上帝ノ洪恩ヲ蒙リ」(明治六年七月九日、荷蘭国弁理公使フォン、ウエックヘルリン参朝捧呈国書)とか「皇天上帝ノ恩沢ニ浴シ」(明治六年三月九日、岩倉具視持参の国書への返書)とかと変遷し、明治十二年七月十六日の「弁理公使ファン、ストウトウエーゲン参朝捧呈国書」で「天佑ニ依リ」と訳し、明治十四年二月二日の「事務代理スツルウエ氏参朝捧呈国書」で「天佑ヲ保有シ」と訳して以降は、大体「天佑ニ因リ」とか「天佑ヲ保有シ」とか訳されるようになった。

オランダ以外の他の王国についても事情はほぼ同様であって、イギリスについては慶応元年三月二十八日の「全権公使ルゼンホルドアルコック解任并パルリー、パークス后任トスル旨」の国書の

Victoria, by the grace of God, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, Defender of the Faith &c. &c. &c.

To the most High, Mighty and glorious Prince, His Imperial and Royal Majesty the Tycoon of Japan, ours good Brother and Cousin, Greeting!

で始まる部分を

神恵ヲ受テ大不列顛及阿爾蘭連合王国ノ女王教法ノ保護者等々タルヒクトリア」我等ノ善キ兄弟及従兄弟ニ

シテ且最高威賢明ナル君主タル日本大君帝王マイエステへ謹呈ス

と訳し、慶応四年閏四月朔「英国特派全権公使ハルリー、パークス大阪東本願寺掛所へ参上捧呈」の国書では by the

Grace of God を「上帝ノ恵ニ依テ」とし、明治六年三月八日「英国代理公使アージーワトサン参朝捧呈」せる国書では「神恵ヲ受ケ天道正理ヲ守護スル」とし、明治八年六月十日「英国公使サーハルリーハアクス参朝捧呈」の国書では「天帝ノ恵ヲ受ケ天道ヲ守護スル」とし、明治十三年五月十三日、特命全権公使が上野景範から森有礼に代わったことに對して英国公使が送付した国書では「神佑ヲ保有シ」と改めている。

ロシアについては、たとえば明治八年四月二十五日の「魯国弁理公使スツルウエ参朝捧呈」国書に「天恩ヲ蒙ムリ赫々タル全日本国皇帝陸仁陛下へ全露西亜皇帝ヨリ伯仲友誼ノ礼辞ヲ白ス」云々とあり、わが天皇に對して「天恩ヲ蒙リ」とし、明治九年十月十日の「魯国公使スツウエ参朝捧呈」では「天佑ニ由リ露国諸都ノ全權皇帝タル亜歴山徳第二世」とし、明治十四年五月二十四日の「露国公使スツルウエ氏参朝捧呈国書訳文写」では「天恵ヲ保有シ朕全露西亜国モスクワ、キエフ、ウラジミル、ノウゴロド、ノ皇帝」としている。

ドイツについては、明治四年三月十二日の「公使エム、フォン、ブランド持参」国書に

Wilhelm, von Gottes Gnaden, Deutscher Kaiser, König von Preussen . . .
とあつた箇所を

神恵ニ因テ独逸皇帝兼字漏生皇帝タルウイルヘム

と訳し、その後 von Gottes Gnaden を「神ノ恵ニ依テ」（明治五年二月二十二日国書）と訳したりもしたが、明治八年四月二十五日の国書で「天佑ヲ保有シタル」と訳して以降は大体「天佑ヲ保有シタル」とか「天佑ニ依テ」とするようになった。

そしてイタリアについては、慶応二年三月二十二日の

Victor Emmanuel II par la grâce Dieu et par la volonté nationale Roi d'Italie

云々で始まる国書以降、暫くはフランス語が使用されているが、その冒頭を

天帝ノ慈恵及ビ国民ノ望ニ依リ意大利亜国王ウイクトル、エマヌエル二世

と訳し、以後「天惠民望之伊太利王」（明治元年十二月二十二日国書）、「神恵ヲ受ケ国民ノ尊敬ヲ得タル伊太利亜国第二世ウキクトル、エムマニエル」（明治三年三月十五日国書）、「神恵人望ニ因テ伊太利亜国皇帝」（明治三年十月十五日国書）、「神恵ヲ受ケ人望ヲ得タル伊太利国王」（明治七年九月八日国書）、「天帝ノ恵ヲ受人望ヲ得タル伊太利国王」（同年）、「天佑ニ由リ民意ニ応シ伊国皇帝タル」（明治十年七月二十一日）などと訳し、そして明治十一年四月二十六日のイタリア語の国書の

Uberto I per Grazia di Dioepes volonta della Nazione Re d'Italia

を「天佑ヲ保有シ国民ノ冀望ニ因テ伊太利皇帝タルウンベルト第一世」と翻訳して以降は「天佑ヲ保有シ国民ノ冀望ニ依リ」とか「天佑ニ由リ民意ニ応シ」とか「神恵ヲ享受シ臣民ノ希望ニ依リ」とかとするようになった。

以上のような外国国書に対して、わが国からの国書には、どのような表現を用いたのであるか。慶応四年正月七日に徳川慶喜追討令を出した新政府が、仏英伊荷米魯の領事に示した

日本国天皇、告各国帝王及其臣人、嚮者將軍徳川慶喜、請帰政權、制允之、内外政事親裁之、乃曰、従前条約用大君名称、自今而後、当換以 天皇称、而各国交接之職、專命有司等、各国公使諒知斯旨、

慶応四年戊辰正月十日 御名印

なる文書では、単に「日本国天皇」とあるだけで、天皇の修飾語としては何も無い。また明治二年十月十七日のア

メリカへの復書にも

日本天皇米利堅大統領ニ復ス

The Tenno of Japan

To the President of the United States of America

とあり、明治四年四月二十二日の復書にも

大日本天皇米利堅合衆国大統領ニ復ス

From the Tenno of Japan

To president of the United States of America

とあるだけである。ところが、明治四年十一月四日に同盟各国へ宛てた国書では

大日本国天皇睦仁敬テ威望隆盛友誼親密ナル 英吉利 伊太利 荷蘭 魯西亜 瑞典 独逸 澳地利 白耳義
葡萄牙 西班牙 丁抹 布哇 皇帝陛下 米利堅合衆国 仏蘭西 瑞西聯邦 大統領ニ白ス、朕天。佑ヲ保有シ
万世一系ナル皇祚ヲ踐ミシヨリ以来、未タ和親ノ各国ニ聘問ノ礼ヲ修メサルヲ以テ、茲ニ朕カ信任貴重ノ大臣
右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ、参議従三位木戸孝允大藏卿従三位大久保利通工部大輔従四位伊藤
博文外務少輔従四位山口尚芳ヲ特命全權副使トシ、共ニ全權ヲ委任シ貴国及ヒ各国ニ派出シ、聘問ノ礼ヲ修メ、
益親好ノ情誼ヲ厚クセント欲ス、且貴国ト結ヒタル条約ヲ改正スルノ期近ク来歲ニアルヲ以テ、朕カ期望予凶
スル所ハ、開明各国ニ比シテ人民ヲシテ其公權ト公利トヲ保有セシメン為メニ從來ノ定約ヲ釐正セント欲スト
雖トモ、我国ノ開化未タ決カラス政律モ亦從テ異レハ、多少ノ時月ヲ費スニ非レハ其期望ヲ達スル能ハス、故

ニ勉メテ開明各国ニ行ハル、諸方法ヲ択ヒ、之レヲ我国ニ施スニ適宜妥当ナルヲ采リ、漸次ニ政俗ヲ革メ同一致ナラシメンコトヲ欲ス、於是我国ノ事情ヲ貴国政府ニ詢リ、其考案ヲ得テ以テ現今将来施設スヘキ方略ヲ商量セシメ、使臣帰国ノ上条約改正ノ議ニ及ヒ、朕カ期望予凶スル所ヲ達セント欲ス、此使臣ハ朕カ貴重信任スル所ナレハ陛下下能ク其言ヲ信聴シ、之ヲ寵待栄遇セラレンコトヲ望ミ、且切ニ陛下下ノ康福貴国ノ安寧ヲ祈ル、

明治四年辛未十一月四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ記シ璽ヲ鈴ス、

御名 国璽

奉勅

太政大臣従一位三条実美

(圈点及び読点、島)

とあって、文中に「天佑ヲ保有シ」という表現が用いられており、イギリスに対しては

Mutsu-Hito, by divine appointment, Emperor of Japan, placed upon the Imperial throne occupied by a dynasty unchanged from time immemorial.

To Her Majesty Victoria, Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland, &c. &c. &c.

云々と翻訳され、「睦仁」に by divine appointment という修飾語が加えられた。これ明らかに西洋諸国の by the grace of God などの表現にならったものであろう。ただ、右の同じ国書がアメリカに対しては

Mutsu-Hito, The Emperor of Japan &c. &c. &c.

to the President of the United States of America, Our Good Brother and Faithful Friend, Greeting!

Mr President

Whereas, since Our accession by the blessing of Heaven, to the saved throne on which Our Ancesters reigned from time immemorial, . . .

云々となっていて、「天佑」に相当する the blessing of Heaven がかなり後退している。これ恐らく、アメリカが君主国ではなく、選挙で選ばれる大統領が元首であることを顧慮したものであろう。けれども翌五年四月十八日の少弁務使森有礼を中弁務使に昇格して奉職せしむることをアメリカに知らせた勅書には

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ承ル大日本国天皇睦仁敬テ

米利幹合衆国大統領閣下ニ白ス

と書き、日本文にも「天佑ヲ保有シ」という表現を加えて、君主国との区別を設けなくなった。⁽⁸⁾

なお、同年五月十四日に条約改正に關して締盟各国に贈った国書に

天ノ命ニ則リ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国天皇

とあり、また同年五月十四日の遣外使節岩倉具視に対する委任状にも

天ノ命ニ則リ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国天皇、此詔書ヲ見ル人人ニ宣示ス

とあり、「天ノ命ニ則リ」と書いているように、この頃はまだ、「天佑」とするか「天ノ命ニ則リ」とするか、考えが定まっていなかったようである。外交当事者たちは、どのような表現にしようか種々考え、当然ながら中国の文書も参照したであろう。先に紹介したように、『尚書』には「天佑」の語もあれば「天命」の語もある。しかも中国からわが国にもたらされた国書には、後者の「天命」がよく使われている。今、中国からの国書を多く登載してい

る『善隣国宝記』によって一二の例を挙げると、文永二年の蒙古皇帝の国書に「祖宗受天明命、奄有区夏」とあり、文明元年の足利義政への明皇帝の国書に「朕恭承天命、嗣登大宝、主宰夏夷」とあることである。多分、この中国古来の表現を参考にして、「天ノ命」云々と記したのであろう。

それはそれとして、明治六年一月五日の伊国駐在惣領事中山讓治の委任状に

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国天皇御名、ヨク此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

とあり、明治六年一月二十三日の清国駐在領事品川忠道の委任状に

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国皇帝、此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

とあり、明治七年三月五日の「露国皇帝へ榎本特命全権公使新任之親書」に

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本国皇帝□□敬テ威望隆盛ナル良友魯西亜国皇帝アレキサンドル、

ニコラエウイチ陛下ニ白ス

とあるように、明治六年以降は「天佑」の語が定着するようになった。これらがどのように外国語に訳されていたのかはまだ調査していないが、明治七年十月七日の「米国特命全権公使吉田清成後任之親書」には

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本国皇帝□□敬テ威望隆盛ナル良友米利堅合衆国大統領グラント閣下

ニ白ス

Mutsuhito, by the Grace of Heaven, and seated on a throne occupied by the same dynasty for a time
immemorial, To Ulyses S. Grant, His Excellency the President of the United States of America, Greeting!

とあり、同日の寺島宗則外務卿解任通知のイギリス宛国書にも

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本国皇帝□□敬テ威望隆盛ナル良友大貌列顛兼愛倫皇帝ウキクトリア
陛下ニ白ス

Mutsuhito, by the Grace of Heaven, Emperor of Japan and seated on a throne occupied by the same
dynasty for a time immemorial,

To Victoria the most High Mighty and Glorious Queen of the United Kingdom of Great Britain and
Ireland, and our Great and Good friend, Greeting!

とあり、そして明治八年八月二十三日のロシア宛国書にも

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本国皇帝御名敬テ書ヲ威望隆盛ナル良友大兄全露亜細亜皇帝陛下ニ致
ス

Mutsuhito, by the Grace of Heaven, Emperor of Japan and seated on a throne occupied by the same
dynasty from time immemorial,

To His Majesty The Emperor of all the Russians, Greeting!

とあるものに「Mutsuhitoの次に by the Grace of Heaven と加えている。先のイギリス宛国書の by divine
appointment と表現は異なるけれども、わが国はキリスト教国でないから、divine という表現が不適當と判断され
て Heaven とされたのであろう。

以上引用した事例によって知られるように、わが国が外国に出す国書に「天佑」の語を使用するようになったの
は明治四年の岩倉遣外使節団持参の国書あたりからであり、他方、外国からの国書の by de gratie Gods, by the

grace of God, von Gottes Gnaden, par la grâce Dieu, per Grazia di Dio などの翻訳が「天佑」と定着するようになったのは明治十年代である。明治十四年九月の山田顕義の『憲法草案』冒頭の「天ノ保佑ヲ以テ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本国天皇」という条文や、明治十五年の西周の『憲法草案』第三篇第五章立法権の「天佑ニ頼リ万世一系ノ宝祚ヲ踐メル」云々という条文に「天佑」の語が使用されているのも、かかる外交文書の表現に倣ったものと考えられる。

三 井上毅の考え

外交文書に「天佑」の表現が定着するまでには、外務官僚の間でしかるべき議論があったものと推測されるが、現在のところ、それに相当する関連史料に遭遇していない。ただ、明治憲法及び皇室典範を制定するに当たって、草案起草に従事した井上毅が、この表現をどう考えていたのかを知りうる若干の史料が存在するので、ここでそれを紹介しておこう。

井上は憲法や皇室典範の草案を起草するに当たって、西洋のことを実によく調査しているが、明治二十年一月十七日、ドイツ人ヘルマン・レーズラーに

歐洲ノ帝王国ニ於テ、王位繼承ノ後、更ニ儀式上ノ即位ノ礼ヲ行フハ登極ノ祭祀ニシテ、専ラ宗旨上ノ朝儀ナルカ如シ。此即位ノ礼ハ国法上ノ關係ニ於テ如何ナルヤ。或国ニ於テ、憲法ニ掲載シタル即位ノ宣誓ノ外、此儀式ハ何等ノ価格ヲ付スヘキヤ。憲法又ハ家憲ニ於テ之ヲ掲載スルノ要用ヲ見ルヤ。

と質問した。⁽¹⁰⁾ この井上の「即位ノ礼」の法的性格如何についての質問に対する答えの中でレーズラーは
即位ハ天帝ヨリ王位ヲ受ルコトヲ表証スル所ノ祭儀ナリ。天祐ヲ保有スト言フハ、即チ此ニ基クモノナリ。
と「天祐」に言及している。

次いで井上は、明治二十一年三月に『歐羅巴家門法歴史上ノ沿革及其法制ノ系統』第一、第二⁽¹¹⁾という史料を読んでいるが、その中に、次のような記述がある。

①（第一、四葉）ピッピンハ当時ノ法王羅馬加督利基宗教ノ総長即チ人界ニ於ケル天神ノ代表人ヲシテ自己ノ王位ヲ公認セシメ且「天佑ヲ享有スル君主」ノ称ヲ允サシメテ以テ正統王家タルニ至リタリ

②（第一、一三・一四葉）抑君主カ民意ニ対シテ主張シ得ル君冕上ノ権ハ即チ正統君主ノ資格ナリ

而シテ其民意ニ対シ主張スルニ付キ以テ根基ト為スヘキ正当ノ口実ハ即チ天意ヲ奉シテ君位ニ立ツト云フ所是ナリ此天意ハ国民モ亦之ニ遵ハサル可ラサルモノナリ如此ナルヲ以テ現ニ二種ノ君主権ヲ為セリ

「甲」古来ノ歴史上ノ権利ニ因拠シテ「天佑享受」ノ冠詞ヲ冒スモノ即澳国英国等はナリ

「乙」輒今憲法制定後ニ於テ建創セシ者法朗西帝朝独逸帝伊多利西班牙葡上牙等「天佑ヲ享受シ及民意ヲ体シ」ノ冠詞ヲ冒ス君主即チ是ナリ

③（第一、一六葉）天佑享受ノ正統資格ノ君主ヲ戴クモノ此邦国ニ於テハ君主ハ国民ノ為メニ憲法ヲ欽定シ之ヲ与フ即チ君主自ラ立法権ヲ握有シ此立法権ノ認否如何ニ從テ国法ノ能力上ニ影響ヲ与フルナリ而シテ如此キ邦国ニテハ其君主ノ家門法ハ憲法ノ上ニ位ス

④（第二、四葉）所謂天佑ヲ享有スル君統ハ内乱或ハ民意ノ為メニ決シテ毀傷セラルルヘキモノニアラス此ノ

如キ君統ハ歴史上其国ト共ニ成立チタルモノナルカ故ニ其国ト存亡ヲ共ニスルモノトス

⑤ (第二、八葉) 羅馬加特力教ノ首領ハ地球上万国ノ政權及君主ノ上ニ位シ地上ニアル天帝ノ代理者ニシテ所謂ユル天佑ヲ享有スル君統ヲ授与スルコトヲ得ルモノトス

⑥ (第二、九葉) 天佑ヲ享有スルナル尊称ニ代エルニ国民ノ意ニ由リテ某国王タル云々ト称スルコト伊多利西班牙及白耳義国王ノ如シ

井上がこれらの史料に拠って「天佑」の意味を真剣に考えたことは紛う方なき事実であつて、かつて拙稿⁽¹²⁾で指摘したように、井上は右の③をもとにして皇室典範の前文を起草していたのである。すなわち井上はこの文章の「天佑享受ノ正統資格ノ君主ヲ戴クモノ」及び「而シテ如此キ邦国ニテハ其君主ノ家門法ハ憲法ノ上ニ位ス」の箇所⁽¹³⁾に点を附しており、その直後に「皇室典範説明」(梧陰文庫A四三)に

恭テ按スルニ、皇室ノ典範アルハ立憲ノ国ニ於ケル要義ニシテ、典範ハ又憲法ノ上ニ位スル者ナリ、何トナレハ皇室ハ憲法ノ上ニ立チ、皇室アリテ而シテ憲法アレハナリ、

と書いたのであつた。明治二十二年二月十一日に制定された皇室典範の上諭にはこの部分は省略されて

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝国ノ宝祚ハ万世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇国ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ当リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ経皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

The Imperial Throne of Japan, enjoying the Grace of Heaven and everlasting from ages eternal in an unbroken linen of succession, has been transmitted to Us through successive reigns.

となつてゐるので、これだけを読んで井上の思考の細部を窺うことはできない。或いは井上が明治十五年に起草した「憲法試草」の前文に「天ノ明命ヲ受ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕明治 年 月 日ヲ以テ憲法ヲ裁定シ立国ノ大典トシ並ニ憲法ノ限國內ニ於テ国民ノ權利ヲ賜与スルコト左ノ如シ」と書いて、⁽¹³⁾ 儒教的色彩の濃い「天ノ明命ヲ受ケ」なる表現を採用していたことを以て、井上の思想的立場が儒教にあつたとする論者があるかもしれない。けれども、右に見たような井上の勉強の跡を知れば、井上が「天」に言及しているからと言って、井上の思想基盤が儒教にあつたなどと軽々にいうことはできないであらう。井上は、レースラーの教示や『欧羅巴家門法歴史上ノ沿革及其法制ノ系統』などから、西洋における「天佑享受」使用の意味を学んでいたのであつて、皇室典範前文を「天佑ヲ享有シタル」云々なる文句から書き始めるに当たつては、必ずや西洋の用例を意識していたに相違ない。もとより井上が儒教的教養を常人以上に身につけていたことは事実であるが、井上は儒教的な思想をそのまま明治国家で開花させようとしていたのでは決してなくて、儒教的な思想と西洋の思想とを融合させ、そして如何に新たな制度を作るかということに心血を注いだのであつた。

四 日露戦争の影響

明治初年以降、外交文書で「天佑」の語が使用され、皇室典範前文にもまたこの語が用いられ、更には明治二十七年八月一日の清国に対する宣戦の詔勅にも「天佑ヲ保全シ、万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝」と書かれるなど、「天佑」の語は公文書に多用されるようになったが、この語が民間で広く用いられるようになったのは日露

戦争を通じてであった。日露戦争の宣戦詔書もまた日清戦争の宣戦詔書と同様に

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本国皇帝ハ忠実勇武ナル汝有衆ニ示ス

で始まっているが、「天佑」は宣戦詔書だけではなく、新聞でも度々取り上げられた。例えば明治三十七年四月十八日の「東京朝日新聞」には

旅順の敵艦殆ど全滅 我が艦隊は一兵も損ずる事なし 東郷司令長官曰く 「これ天佑也」

との見出しで、「旅順大海戦公報（東郷司令長官報告）」が載っており、その記事の終わりに

此連続せる作戦に於て、聯合艦隊が一兵をも失はずして多少の戦果を挙げ得たるものは、一に大元帥陛下の御威徳に依るものにして麾下将卒は終始勇往敢為、其の任務を遂行するに忠実なるも、其の奏効成果に至ては人力の及ばざる所多し、特に多数の艦艇が昼夜を問はず敵の機械水雷の浮流せる洋中を縦横に航行し、然かも今日に至るまで一の危害を受けたることなきが如きは、只天佑と確信するの外あらざるなり。（四月十六日午後五時着電）

とあり、また同年五月三日の「日本」に「運命の馳せ場は哀し矣 天乎命乎上村第二艦隊 濃霧は常に彼の栄光を奪ふ」との見出しで、

吾人が待ちに待ちし日本海方面の快報は、遺憾ながら遂に濃霧の中に葬られたり。吾人は上村司令官の報告を見る毎に、実に彼れが不幸を悲しまずんばあらず。報告に拠れば、同艦隊は実に二十三日を以て元山を発したりしなり。爾来三昼三夜彼れは濃霧のために鎖されつゝ、僅に其艦々相失はんことを恐る、航海の苦心中に、敵は恰も元山方面に遊戈して偶然にも金州丸に会し、而かも掩護の艇隊が天候の險悪を避けんが為に遮湖浦に

留まりしが此の世の別れと知るや知らずや、金州丸が別れを告げて独り帰港の途中に於て世にも稀なる一場の悲劇を演ずるの已むを得ざるに到りしなり。(中略) 嗚呼濃霧濃霧、天は汝に幸せざりしか。

とあり、更に同年六月十一日の「東京日日新聞」には、五月二十六日の金州南山総攻撃の実況報告が載せられており、そこに

翌廿六日午前五時三十分一発の砲声は轟けり是より先き午前一時十五分突然大暴風起り大雷雨あり電光雷声閃々轟々として異常の天候を来せり是れ誠に天佑にして我砲兵及歩兵は此の雷鳴に乗じて躍進し工兵は暗夜に乗じて掩堡及肩墻を適宜の地に作り充分天明戦闘の準備行為を完了したり

とあり、六月十四日の「報知新聞」も右について「三つの天佑」との見出しで、

廿五日夜半の大雷雨は我が第一聯隊の行進運動に多少の障礙を与へ目的の地点に遲着するの止むを得ざらしめしと雖も仔細に觀察すれば右は我軍に對する天佑にして我軍は三個の利益を博せり曰く

(一) 第一聯隊は道路の泥濘に行進頗る難みしも天地冥濛、目的地点に達するまで敵をして偵知せしめざりしこと

(二) 敵は我が行進の道路に地雷火を埋置せしも其の位置不明なりしに雨水洗去りて窪地を生じて以て我をして其位置を判知せしめたる事

(三) 敵は前夜来廿六日午前二時頃まで南山上より頻りに探照燈を照らし光弾を打揚げ以て我軍の行動を偵察せしも大雷猛雨と為るや敵は我軍は行進を停止したるべしと考へ二時過より総べて此等を照揚せざりし

と書いている有り様である。

ところで、この当時わが国に滞在していたドイツ人医師のエルウィン・ベルツがその日記に次のような興味深いことを書き残している。⁽¹⁵⁾

東郷の公報によれば、マカロフの坐乗艦ベトロパロフスクは、日本側の機雷により爆沈したので、ロシア側の機雷ではないとか。この報告中で目立つ点は、東郷がその戦果の由つて来るところを、ヨーロッパとシナの形式をちゃんぽんにして表現していることで、すなわち一方ではヨーロッパ式に、日本を守る天佑によるものとし、他方では御稜威にもとづくものとしている。ところで後者の、天皇の美徳による考え方は、国の吉凶を君主の責に帰する完全なシナ思想である。つまり君主がよければ、国がうまくゆき、国がうまくゆかなければ、それは君主が天の不興を招いた証拠であるというのである。

なるほど、ベルツがいうように、右に掲げた東郷司令長官の報告を読めば、一方で「大元帥陛下の御威徳」といい、他方で「只天佑と確信する」というように、「ちゃんぽん」である。流石に Gottesgnadentum の本場の生まれだけあって、ベルツは「天佑」がドイツ語の von Gottes Gnaden の模倣であることを見抜いている。

「御威徳」乃至は「御稜威」を使うのは日清戦争の時にもあったことであって、珍しい表現ではなく、日露戦争の時にも頻繁に使われた。例えば「報知新聞」は六月九日、南山の攻撃に参加した将校浅野歩兵大尉の実戦談を載せているが、その終わりの方に

南山後面より南山に急撃して是を占領し異彩陸離たる旭旗を高く翻へしが之を見て東北にありし軍の各師団も時を移さず一斉に最期の大突貫を起し飛電迅雷の如く南山上に達し是又旭旗を樹立し軍の上層一斉万歳を三唱したるは將に午後七時其声為に天地を震撼し大元帥陛下の御稜威は今や満州の山河に普ねかりし

とある。

これに対して『ベルツの日記』の同年六月二十日条には⁽¹⁶⁾

スタケルベルクの報告によると、かれの率いるロシア軍は六月十五日、得利寺附近で、日本軍の優勢な兵力とその迂回作戦により、大損害をこうむって退却を余儀なくされた由。かれは砲十三門の喪失を認めたと。日本側の公報は奥大将から出たもので、世間では、大将はその全軍と共に、旅順附近に在るものと信じていたのだ。

その公報たるやまたも、今回の戦果が「御稜威によるもの」との、全くシナ式の辞令で結ばれている。この調子だと、理論上当然の（もつともあまり面白くない）結果として、スクリードロフの襲撃によってこうむった悲しむべき損害は天皇の不徳に、その責を帰せねばならないわけだが！地上の出来事に「天」を担ぎ出す風習に反対する運動が、新聞紙上で起こっているのももつともだ。冷静な人間の見解に従えば、ナポレオンも言ったように神は、強い方の軍隊に味方するのだ。

とあって、「御稜威」や「天佑」の使用にベルツが批判的であったことが知られる。ちなみに、得利寺戦の公報とは奥大将の報告であって、いずれの新聞にも同文が掲載されており、その末尾に

十五日の戦闘は兵力約二師団半而かも堅固なる陣地に拠るの敵を攻撃し遂に之を潰走に至らしむるを得たるは偏に陛下の御稜威に因る

とある。新聞紙上で「天を担ぎ出す風習に反対する運動」が起こっているとベルツが述べている点についてはまだ該当する記事を見いだしていないが、いずれにしても、「天佑」を使用する風習はこの後も続き、冒頭に掲げた第一次世界大戦の詔書やその後の第二次世界大戦の宣戦詔書にも使用せられた。

五 結 言

日露戦争勃発の翌年、明治三十八年の正月から「ホトトギス」に掲載された夏目漱石の『吾輩は猫である』は、周知のように、「到底吾輩猫属の言語を解し得る位に天の恵に浴しておらん動物である」人間を猫の眼から眺めるといふ面白い手法をとっているが、その中で「天佑」の語が多用されている。すなわち、主人公苦沙弥先生の食べ残した餅に喰らいついて歯が抜けなくなり、四苦八苦している猫の様子が実にコミカルに描写されている箇所には

「危きに臨めば平常なし能わざるところのものを為し能う。之を天佑(17)という」幸に天佑を享けたる吾輩が一生懸命餅の魔と戦っていると、何だか足音がして奥より人が来る様な気合である。ここで人に来られては大変だと思つて、愈躍起となつて台所をかけ廻る。ああ残念だが天佑が少し足りない。とうとう子供に見付けられた。(中略)遂に天佑もどつかへ消え失せて、在来の通り四つ這になつて、眼を白黒するの醜態を演ずるまでに閉口した。

とある。漱石がここで「天佑」という用語を何度も使っているのは、間違ひなく日露戦争頃の新聞その他の影響であろう。相愛社発行の雑誌『基督教界』が第三十一号(明治三十八年四月)から題名を『天佑』に改めているのも、当時、「天佑」という言葉が一般に広く使われていたことを示す証拠とならう。⁽¹⁸⁾

ところで、漱石が「天佑」よりもやや古めかしい漢語の「天佑」を短い文の中に多用し、しかも「天佑」を享けていると確信した猫が、状況不利になつて次第に自分には「天佑」がすこし足りないのだと感じはじめ、仕舞には

「天祐」も消え失せたと自覚するというように語っているところからすると、漱石は、日露戦争で新聞その他に「天祐」が乱用されていることに対して、ベルツと同様、これを快く思っていなかったのではあるまいか。更に言えば、漱石は、「天祐」に浮かれています近代日本の行く末をこの僅かな文章の中で暗示していたのではあるまいか。

さて、以上の考証によつて知られるように、我が国で「天佑」の語が使用されるようになったのは外交文書からであるが、それは西洋の *Gottesgnadentum* の書式に倣ったものであった。それが憲法や皇室典範を制定するにさいして、改めて西洋の「天佑享受」の意味を学び、今度は東洋の伝統と西洋の伝統との融合という形で、主体的に捉え直されたのである。そして、その語がわが国民に一般的に使用されるようになったのは、日露戦争の時であった。東洋の新興国家がロシア帝国に勝つたのは、まさに「天佑」と考えられたのである。爾来、第一次世界大戦や第二次世界大戦の際の宣戦詔書にも「天佑」の語が用いられた。近代日本の国家形成は好運にも恵まれ、まさに「天佑」と思われるような勢いを示したが、しかし所詮「天佑」はベルツが見抜いたように西洋からの「借り物」の表現であつて、結局、漱石が暗示(?)したように、近代日本は次第に「天佑」が足りなくなつて、そしてやがて「天佑」はどこかへ消え失せて、太平洋戦争では敗戦の憂き目を見たのである。吉田裕著『昭和天皇の終戦史』に

原爆の投下やソ連の参戦は、米内海相が高木惣吉に語つたように、「或る意味では天佑であつた」。

とあるのも、「天佑」の盛衰をよく物語っている。そしてこれ以降、現在に至るまで、「天佑」の語を使用することは公的にも私的にもなくなつてしまつたのである。

- (1) 江口圭一著『二つの大戦』（大系日本の歴史14、一九八九年、小学館）八頁。圏点は島、以下同じ。
- (2) 老婆心ながら若干の語釈をしておこう。尹とはいままでもなく、湯の相として夏の桀を征伐し、湯をして天下に王たらしめた殷の賢相である。文中の九有とは九州すなわち中国全土のこと、一徳とは純一の徳という意で君と臣下とが心を合わせて事に当たること、有商の有は助辞で商は殷のことである。なお正とは正朔つまり暦のことであって、古代中国では毎年天子が暦を諸侯に授けて政治を行なわせた。そこから、天子の正朔（暦）を使用することはその天子の統治権に服することを意味し、逆に正朔を革めるといえばその天子の統治を覆すことになる。
- (3) 例えば「詔勅集」（『皇室文学大系』第四輯所収、昭和五十四年、名著普及会）参照。
- (4) なおGottesgnadentumについては、オットー・ブルンナー「神授主権から君主政原理へ——中世中期以降のヨーロッパ君主制のあゆみ」（石井他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神——』一九七四年、岩波書店）参照。
- (5) 外務省外交史料館所蔵『各国往復国書』による。以下の国書も出典は同じ。
- (6) なおこのイタリア語国書のGraziaはGraziaの誤りであり、Diopesは恐らくDioperの誤りであろう。かかる過ちを犯すのであるから、当時の外務省にはイタリア語に堪能な人物が少なかったのであろう。
- (7) 『法令全書』による。
- (8) 但し英語原文は『各国往復国書』には載せられていない。
- (9) 家永・松永・江村編『明治前期の憲法構想（増訂版第二版）』（一九八七年、福村出版）による。
- (10) 國學院大学日本文化研究所編『井上毅伝外編 近代日本法制史料集』第六（昭和五十八年、國學院大学）四三頁。
- (11) 國學院大学図書館梧蔭文庫A五三、五四。なお秘書類纂『憲法資料』中巻（昭和四十五年、原書房復刻）四〇五頁以下に翻刻がある。
- (12) 『明治皇室典範制定史の基礎的考察』（國學院大学紀要第二十二巻、昭和五十九年）。
- (13) 英文はCOMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE EMPIRE OF JAPAN（昭和六年三版、中央大学刊）による。
- (14) 前掲『明治前期の憲法構想（増訂版第二版）』。
- (15) 『ベルツの日記』の明治三十七年四月二十四日条（岩波文庫、下巻、六六頁）。

- (16) 同右下巻、一〇六頁。
- (17) 新潮文庫、三五頁。
- (18) 明治三十九年九月、第四十九号から『信仰之友』と改めている。
- (19) 岩波新書、二六頁以下。

(附記) 本稿はかつて同人雑誌『銅鑼』第五十三号に掲載したものであるが、今回ここに再録するについては文章を若干書き改め、その後気付いた事柄を新たに附加した。